

# 福祉へのまなざし

—生活保護バッシングから見えてくるもの—

石井東太

## 目次

はじめに

### 1. 生活保護制度

- 1. 1 生活保護制度の成立
- 1. 2 生活保護制度の概要
- 1. 3 生活保護制度を巡る状況

### 2. バッシング

- 2. 1 バッシングとは
- 2. 2 バッシングの心理的メカニズム
- 2. 3 「日本型バッシング」の特徴

### 3. 生活保護バッシング

- 3. 1 生活保護バッシングの経緯
- 3. 2 生活保護バッシングを先導したもの
- 3. 3 生活保護バッシングの問題点

### 4. 生活保護バッシングを越えて

- 4. 1 生活保護バッシングにおける「世論」
- 4. 2 生活保護バッシングから見えてくるもの
- 4. 3 「福祉へのまなざし」の変革に向けて

おわりに

参考・引用文献

図表

## はじめに

私たちの周りには「福祉」を用いた言葉が数多くある。児童福祉や高齢者福祉、障害者福祉のようにその対象と結びついたものもあれば、福祉事務所、社会福祉法人といった福祉に関する事業主体を表すものもある。社会福祉や福祉社会、福祉国家のように理念や体制に関連した言葉を耳にすることもあろう。

しかしながら、福祉とは何かと問われて答えられる人はどれほどいるだろうか。辞典によれば、福祉とは「幸福。公的扶助やサービスによる生活の安定、充足[広辞苑 第六版]」とされている。また「福」も「祉」もそれぞれ「さいわい。しあわせ[新漢語林]」との意味をもつという。これらを考え合わせるならば、福祉には客観的な面と主観的な面があり、生活の保障を基盤として幸福を実現することと言えるのではないだろうか。

福祉がこのようなものであるならば、そのあり方は、社会を形成する人々の福祉に対する意識、すなわち「福祉へのまなざし」に大きく左右されると考えられる。それゆえ、現在また今後の福祉のあり方を考えるとき、人々の「福祉へのまなざし」を知り、その問題点を見出し、改善策を提示することは重要な意味を持つはずである。

「福祉へのまなざし」を知るためのアプローチには様々なものが考えられるが、本論文では、2012年に起きた生活保護バッシングを手掛かりに探究してみたい。2012年4月、芸能人の河本準一氏の親族が生活保護を「不正受給」しているのではないかという報道がなされ、生活保護バッシングが巻き起こった。政治家は河本氏を名指して非難し、マスコミやインターネットでは、扶養義務の強化を求める声や、生活保護基準が高すぎるという意見が多数見られた。このような生活保護バッシングは、生活保護に伴うスティグマ（烙印）をさらに強め、生活保護基準の引き下げや生活保護法の改正を後押しした。だがこのバッシングは、福祉に対する無知や偏見の表れではないだろうか。

生活保護バッシングの分析を通して現代日本の人々の「福祉へのまなざし」の一端を明らかにするにあたり、本論文では以下のような構成をとりたい。始めに第1章で、そもそも生活保護制度とは何か、その成立や概要、制度を巡る状況を述べる。これは、生活保護に関する断片的な情報や偏ったイメージが独り歩きして多くの誤解が生まれている現状を鑑み、生活保護の正確な理解を目指すものである。続く第2章では、生活保護バッシングの分析を行う前提として、バッシングとは何かを知り、その心理的メカニズムや日本におけるバッシングの特徴を探っていく。この領域の研究は未だ限られているが、社会心理学の知見や「日本型バッシング」の社会学的な研究を参照して、その輪郭を描き出したい。その後の第3章では、生活保護バッシングの経緯を辿った後、バッシングを先導したものを探り、問題点の検証を行う。バッシングにおいて「不正受給」がいかに関与していったか、それはいかなる誤りを含んでいたかを提示するつもりである。これらを踏まえ第4章では、バッシングに大きな影響を及ぼした現代日本の人々の「福祉へのまなざし」の一端を解明することを試み、その変革に向けた提言を行う。「自己責任」に縛られた人々が「福祉は恩恵」との意識を抱いていることを明らかにするとともに、そのような意識に変化をもたらすものとして、制度・政策の改善、貧困調査や教育・啓発の促進を挙げる。

# 1. 生活保護制度

## 1. 1 生活保護制度の成立

我が国の公的扶助すなわち生活困窮者への経済的援助の起源は大宝律令（701年）にさかのぼるが、近代的公的扶助は1874年の恤救規則に始まると言われ、1929年には救護法が制定された。しかし救護法において国家責任は明確化されておらず、失業による困窮者はその対象ではなかった。その後、母子保護法、軍事扶助法、医療保護法なども定められたが、第二次世界大戦の敗戦を迎え、従来の諸法律では戦災者、引揚者、失業者の増加に対応出来なくなった（生活保護制度研究会 2014）。

そこで1945年、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の指示のもと「生活困窮者緊急生活援護要綱」が定められ、翌年実施された。ただ、これはあくまでも臨時的な措置であり、1946年には、GHQが提出した「社会救济に関する覚書」に従って（旧）生活保護法が制定・施行されるに至った（当時「社会救济」と訳された **public assistance** には、その後「公的扶助」の訳があてられた）。しかし（旧）生活保護法は、怠惰な者や素行不良な者を保護対象外とする欠格条項を含んでいたうえ、保護申請権や不服申立権も認めていなかったため、1949年には社会保障制度審議会から制度の改善強化に関して勧告がなされた。これを受けて1950年、憲法第25条に規定された「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という生存権保障の理念に基づいて、現行の生活保護法が制定された（金子 2005）。

## 1. 2 生活保護制度の概要

生活保護制度の目的は、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること」（生活保護法第1条）である。そして「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り」この保護を「無差別平等に受けることができる」（同第2条）。また「保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」（同第3条）。さらに「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ」「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われる」が、これらは、「急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない」（同第4条）。以上の第1～4条はそれぞれ、「国家責任」「無差別平等」「最低生活」「保護の補足性」と言われ、生活保護法の根幹を成す原理である。

これら四つの原理とは別に、生活保護法には、制度の具体的な実施に関して「申請保護の原則」「基準及び程度の原則」「必要即応の原則」「世帯単位の原則」の四つの原則がある。このうち「申請保護の原則」（同第7条）とは、保護はそれを必要とする者（要保護者）やその扶養義務者、同居する親族の申請によって開始されるというものである。ただ、急迫した場合は申請がなくとも保護されると明記されている。「基準及び程度の原則」（同第

8 条) は保護を、厚生労働大臣の定める基準に基づいて要保護者の需要を測定し、そのうち当人の金銭や物品で満たせない不足分を補う程度に行うものとしている。また、この基準は、要保護者の年齢や性別、世帯構成、所在地域などが考慮された「最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない」。「必要即応の原則」(同第 9 条) は、保護は要保護者の年齢や性別、健康状態など、個人または世帯の実際的な必要の違いを考慮して行われると述べている。そして「世帯単位の原則」(同第 10 条) は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定める」が、「これによりがたいときは、個人を単位として定める」としている。

以上の原則に基づいて実施される保護には、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の八種類の扶助があり、要保護者の必要に応じて、一つあるいは二つ以上同時に給付される(同第 11 条)。それぞれの扶助は、たとえば生活扶助(同第 12 条) が「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」や「移送」の費用、教育扶助(同第 13 条) は義務教育で必要となる学用品、通学用品、給食などの費用といったように、その範囲が明確に規定されている。また生活、教育、住宅、出産、生業、葬祭の各扶助が基本的に金銭による給付であるのに対し、医療、介護の二つの扶助は基本的に(物品やサービスなどの) 現物が給付される(同第 31~37 条)。

### 1. 3 生活保護制度を巡る状況

厚生労働省が行っている被保護者調査の最新のデータによると、2014 年 9 月の時点で保護を受けている人の数(被保護実人員) は約 216 万人、世帯(被保護世帯数) にして約 161 万世帯である。世帯類型別では「高齢者世帯」が約 76 万世帯と最も多く、「その他の世帯」(約 28 万世帯)、「傷病者世帯」(約 27 万世帯)、「障害者世帯」(約 19 万世帯)、「母子世帯」(約 11 万世帯) と続いている<sup>1</sup>。

被保護実人員の年次推移を見てみると、現行の生活保護法の制定時は戦後の混乱期ゆえ 1951 年度において約 204 万人に達しているが、高度経済成長とともに次第に減少していくのがわかる。けれども、バブル崩壊を経た 90 年代後半からは急激な増加を示している。他方、被保護世帯数は 1952 年度に約 70 万世帯であったのが 5 年後には約 58 万世帯まで減少するものの、その後は微増に向かう。バブル期に至ると減少するが、バブル崩壊後はやはり急増していく(図 1-1)。この被保護世帯数の変動を解釈するにあたっては、景気の動向はもちろん、核家族化や単身者世帯の増加なども考慮する必要があるだろう。

2011 年 1 月、2008 年のリーマンショックを経た 2009 年度に支給された生活保護費が初めて 3 兆円を突破したことが報道された<sup>2</sup>。また 11 月には、同年 7 月期の生活保護受給者数が 205 万人を超え、通年平均で過去最多であった 1951 年度を上回ったと報じられ<sup>3</sup>、「生活保護 3 兆円の衝撃」と題したドキュメンタリーも放映された(NHK 取材班 2012)。

しかし GDP(国内総生産) に占める生活保護費の割合はわずか 0.5% に過ぎない。また

<sup>1</sup> 「被保護者調査(平成 26 年 9 月分概数) 結果の概要」厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2014/dl/09-01.pdf>

<sup>2</sup> 「生活保護 3 兆円超す 失業者の受給増 09 年度」朝日新聞, 2011 年 1 月 22 日 朝刊

<sup>3</sup> 「生活保護最多 205 万人 7 月、前月より 8900 人増」朝日新聞, 2011 年 11 月 9 日夕刊

(旧)生活保護法下の1947年の保護利用者は321万人にも上っていた。さらに現在の日本の総人口に占める利用者の割合(利用率)は、新法下で最多であった1951年当時の3分の2となっており、仮に現在の人々が1951年並に保護を利用したとすると、その数は約305万人にまで膨れ上がる。そして現在、収入が最低生活費以下の人のうち実際に保護を受けられている人の割合(捕捉率)は15.3~18%であり、ドイツ(64%)・フランス(91.6%)・イギリス(47~90%)・スウェーデン(82%)に比べれば格段に低い(生活保護問題対策全国会議2012)。

## 2. バッシング

### 2. 1 バッシングとは

次に、改めて「バッシング」とは何かと問うてみると、英語の **bashing** に由来する言葉で、「強く叩くこと。手きびしく非難すること[広辞苑 第六版]」とされているのがわかる。**bashing** の原義もほぼ同様に「強打(すること)、打ち負かすこと、ひどい非難[リーダーズ英和辞典 第2版]」であり、~**bashing** の形で「~いじめ、~たたき[同辞典]」の意味を持つ。また小谷(2013)はバッシングを「特定の個人や集団に対して不当、もしくは過剰な非難攻撃が浴びせられる現象」としている。

我が国でバッシングという言葉が使われ出したのは1980年代中盤以降で、「ジャパン・バッシング」「日本バッシング」という形で広がった。この時期の新聞を見ると、「日本をたたき、いわゆる **Japan Bashing** (ジャパン・バッシング) と呼ばれる現象」<sup>4</sup>のように原語とカタカナによる表記で導入された後、「米議会に高まっている「日本バッシング(いじめ)」の機運」<sup>5</sup>「ジャパン・バッシング(日本たたき)が行われた」<sup>6</sup>などと、バッシングに「いじめ」や「たたき」の訳をつけて用いられるようになっていく。

その後1990年代半ばには、「言葉を追うように社会の側が変わって、流行語が定着するケースもある。「ジャパンバッシング(日本たたき)で知られるようになった「バッシング」もその一つだ。激しくなったのはこの一年ほどだろうか」<sup>7</sup>と述べられているように、「~バッシング」だけでなく「バッシング」という言葉単独でも広まっていった。

### 2. 2 バッシングの心理的メカニズム

このようにバッシングという言葉は人口に膾炙するところとなったが、現象としてのバッシングそのものを扱った研究は残念ながら現在のところ見当たらず、立ち遅れていると言わざるを得ない。しかしバッシングの要素と言える「攻撃」や「差別」については社会

4 「どちらが戦争に勝ったのか…」朝日新聞, 1985年10月30日朝刊

5 「米、半導体で対日報復関係、一律100%総額3億ドル」毎日新聞, 1987年3月28日夕刊

6 「半導体対日報復 「米の怒り」の背景考えよ」読売新聞, 1987年4月19日朝刊

7 「バッシング 心のゆとり失う社会を反映」朝日新聞, 1994年3月15日夕刊

心理学的な研究が積み重ねられていて参考となる。

それらの研究によれば、「攻撃とは危害を加えようとする意図的行動」であり、「フラストレーションへの反応」「認知や動機づけに由来する反応傾向」また「周囲から与えられた特殊な役割実現」などとして理解されるという。そして攻撃は、パーソナリティ特性や暴力についての価値・信念といった個人的要因と、不快や苦痛、フラストレーション、体内のテストステロン(ホルモン的一种)やアルコール成分の多さ、高気温などの状況的要因、攻撃に関する文化的要因の組み合わせに左右されると考えられている。また攻撃は予想される自己の被害の最小化を目指して行われ、その強さは相手の攻撃パターンに対応している。ただ、直接的な被害を受けていなくとも、不正や不当性を認知することによって、責任追及や制裁としての性格をもった攻撃がなされるという。さらに攻撃行動には自己呈示的側面があり、周囲の人が自己にもっている印象を操作する目的でも行われる場合のあることがわかっている(池上・遠藤 2008)。

他方、上瀬(2002)は差別について、「ある社会的集団の成員に対して選択して行う否定的行動」であり、ステレオタイプや偏見が関わっているとしている。ここでステレオタイプとは、特定のカテゴリーに属する人々が共通に持っている信じられている特徴のことを指している。人間は外界をカテゴリー化して捉えるが、これがステレオタイプの形成につながる。ステレオタイプの内容は否定的なものばかりではないが、否定的な感情や評価が結びついた場合は偏見と呼ばれる。二つの集団の間に競争や葛藤がある場合、ステレオタイプは対立する集団に対してなされたことや今後なされることを正当化する役割を果たし、集団の成員の不満によって相手集団に対する偏見が形成される。またステレオタイプの成立には集団の規模も関係し、小集団と(望ましくない)少数事例が単に目立ちやすいという理由だけで関係づけられて、否定的ステレオタイプが形成される可能性も指摘されている。このようなステレオタイプや偏見による否定的な判断が行動として現れたものが差別と言える。

## 2. 3 「日本型バッシング」の特徴

生活保護バッシングの分析をするにあたっては、1970年代から現在に至る日本で起きた様々なバッシングを取り上げ社会学者の立場から考察した小谷(2013)の仕事も、多分の示唆を与えてくれるだろう。

小谷(2013)は歴史家の阿部謹也や作家の車谷長吉の言葉を借りつつ、日本人は「社会」と「世間」という二重構造の中を生きており、「和」や古い価値を重んじる「世間」が、「和」を乱したり掟に背いたりしたものを排除すると指摘している。また評論家の山本七平のいう「空気」の概念を引いて、「空気」の力によって支配的となった意見には、それが間違っていたとしても従うべきであると多くの日本人は考えるのではないかと述べている。そして「空気」を読まずに「世間」を騒がせる者はバッシングに晒されるとしている。

小谷(2013)によれば、諸外国のバッシングでは政財界人や著名人が標的となるのに対し、「日本型バッシング」は権力者とマスメディアが一体で弱者を叩く傾向が見られるという。また「日本型バッシング」における主役はテレビであり、テレビはステレオタイプを増幅させて社会問題への人々の認識を劣化させていくが、近年になりネットが従来のテレ

比的凡庸さを増幅する役割を果たしているとしている。さらに、日本ではネットにおける匿名性が、非身体性や手軽さとも相まってバッシングに加わる敷居を低めたのではないかと推察している。

小谷（2013）はまた、高度経済成長期には社会を変えることの可能性が信じられていたが、「失われた 10 年」すなわち 1990 年代以降の社会的な諸条件の変化によって人々は社会を変えることは出来ないと思うようになり、弱い者いじめをして憂さ晴らしを行うようになったため、バッシングは「失われた 10 年」以降に頻発していると述べている。そしてバッシングは、経済の悪化がもたらすフラストレーションやメディアが煽る「存在論的不安」を解消させるので、人々は「諸悪の根源」と目するものを叩くことに熱中するのだろうと考察している。

### 3. 生活保護バッシング

#### 3. 1 生活保護バッシングの経緯

2012 年 4 月 12 日、人気お笑いコンビの A の母親が生活保護を受給しているとの記事が週刊誌に掲載された<sup>8</sup>。記事は、高収入で母親との関係も良好にも関わらず A が扶養義務を果たしていないのではないかと疑問を呈した。これをきっかけとしてインターネット上で、A を特定しようとする動きが起こり、ネットニュースで河本準一氏の名が報道されるに至った<sup>9</sup>。ほどなくして片山さつき参議院議員が、河本氏の不正受給疑惑について厚生労働省に調査を依頼したとブログで述べ<sup>10</sup>、世耕弘成参議院議員も河本氏による説明を求める一方、それが無い場合には国会での質問や内閣への質問主意書による調査を進める意向を示した<sup>11</sup>。こうした流れを受けて河本氏は 5 月 25 日に会見を行い、不正受給について否定すると同時に、生活保護に対する認識が甘かったとして謝罪し、受給した保護費の一部を返還すると述べた<sup>12</sup>。

河本氏の会見後、テレビは生活保護に関する大量の報道を繰り返して騒動は拡大した（生活保護問題対策全国会議 2012）。そして、別の芸能人が母親の生活保護受給について自ら

<sup>8</sup> 「超人気芸人『母に生活保護』仰天の言い分」女性セブン，2012 年 4 月 26 日号

<sup>9</sup> 「「生活保護の“不正受給”を許すな！」ベテラン芸能記者が、次長課長・河本準一と吉本興業を指弾!!」日刊サイゾー，2012 年 4 月 19 日  
[http://www.excite.co.jp/News/entertainment\\_g/20120419/Cyzo\\_201204\\_post\\_10414.html](http://www.excite.co.jp/News/entertainment_g/20120419/Cyzo_201204_post_10414.html)

<sup>10</sup> 「河本準一氏の「年収 5 千万円、母親生活保護不正受給疑惑」について、厚生労働省の担当課長に調査を依頼しました」片山さつき Official Blog，2012 年 5 月 2 日  
<http://satsuki-katayama.livedoor.biz/archives/7033103.html>

<sup>11</sup> 「高年収タレントの親族の生活保護受給問題：本人の説明が必要」世耕日記，2012 年 5 月 16 日  
<http://blog.goo.ne.jp/newseko/e/7a2cd1198153446921c05c208040afab>

<sup>12</sup> 「「芸人保険もないしパニックになった」次長課長・河本準一記者会見を無編集ノーカット全文掲載」日刊サイゾー，2012 年 5 月 25 日  
[http://www.cyzo.com/2012/05/post\\_10662.html](http://www.cyzo.com/2012/05/post_10662.html)

説明を行ったり<sup>13</sup>、マスメディアが更なる芸能人の親族の生活保護受給を取り沙汰したりし<sup>14</sup>、国会でも生活保護への批判がなされた<sup>15</sup>。

こうして巻き起こった生活保護バッシングは、保護に伴うスティグマをさらに強め（稲葉 2013）、のちの生活保護基準の引き下げや生活保護法の改正を後押しした（みわ 2013）。生活保護基準の引き下げは 2013 年 8 月から始まっており、3 年かけて段階的に実施され、生活扶助費が 670 億円（6.5%）削減される<sup>16</sup>。また「不正・不適正受給対策の強化等（調査権限の拡大や罰則の引上げ等）」などを含む改正生活保護法は 2014 年に施行された<sup>17</sup>。

### 3. 2 生活保護バッシングを先導したもの

生活保護バッシングは、社会保障費の抑制を画策する行政、人目を惹く話題を扱って売上を伸ばしたいマスコミにより先導された。

バッシングにおいて大きな役割を担った世耕議員は自民党の「生活保護に関するプロジェクトチーム」の座長であり、片山議員は同チームのメンバーであった。2012 年 4 月に発表された自民党の生活保護制度に関する政策には、生活保護給付水準の引き下げ、医療費の抑制、現物給付化、稼働層を対象とする保護期間の有期制の導入などが盛り込まれ、財政抑制に焦点が当てられている。世耕議員らがバッシングを意図的に煽り立て利用しようとしたのは明白と思われる（生活保護問題対策全国会議 2012）。弁護士尾藤廣喜は、貧困が問題になり餓死や孤立死が増加する中、それを隠して生活保護を問題とするために、自民党の何人かがバッシングを仕掛けたのではないかと推測している（雨宮 2012）。またバッシング時に野党だった自民党だけでなく、与党だった民主党の小宮山厚生労働大臣（当時）が、バッシングの最中の 5 月 25 日、衆議院社会保障と税の一体改革特別委員会で、自民党の提言を踏まえて生活保護給付水準の引き下げを示唆したことからも<sup>18</sup>、行政の思惑は透けて見えてくる。

長年にわたり生活保護のテレビ報道に携わった水島宏明は、一連のバッシング報道は異常としか言いようがなく、これほどの長時間、テレビで生活保護が報道されたことはない

---

<sup>13</sup> 「キンコン梶原も母が生活保護 昨年 3 月から 140 万円」 スポーツニッポン, 2012 年 5 月 29 日

<sup>14</sup> 「河本もビックリ? AKB48 にも生活保護受給が二人いた!？」 週刊文春, 2012 年 6 月 7 日号

<sup>15</sup> 「第 180 回国会 予算委員会 第 25 号（平成 24 年 6 月 12 日）会議録」 衆議院  
[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/001818020120612025.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/001818020120612025.htm)

<sup>16</sup> 「生活保護制度の見直しについて」 厚生労働省  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002udvb-att/2r9852000002uf0t.pdf>

<sup>17</sup> 「生活保護法改正法の概要」 厚生労働省  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp131218-05.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp131218-05.pdf)

<sup>18</sup> 「第 180 回国会 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会 第 8 号（平成 24 年 5 月 25 日）会議録」 衆議院  
[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/026118020120525008.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/026118020120525008.htm)

と述べている（生活保護問題対策全国会議 2012）。テレビのみならず新聞、雑誌、ネットなど様々な媒体において過剰な報道がなされたことを考えれば、それらを受容する人々が一定数存在したのみならず、マスコミが積極的に煽ったと言うことが出来る。

### 3. 3 生活保護バッシングの問題点

こうしたバッシングには意図的な誤謬そして偏向があった。一つに、河本氏の親族は不正受給ではなかった。河本氏<sup>19</sup>や所属事務所<sup>19</sup>によれば、氏の母親はスーパーで働いていた1997年頃に病気となり、医師から働くことを止められたため、自ら福祉事務所に相談した。当時の河本氏の年収は100万円に満たず、援助は不可能だったがゆえ、受給が認められたという。その後、河本氏の仕事が軌道に乗った2006年から2007年頃に再び担当職員から援助を求められると、氏は母親への援助を開始し、保護費は減額された。2012年にも担当職員からの打診によって氏は仕送りの増額をしている。

先述したように、生活保護法第4条第1項には「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と書かれている。そして同条第2項は「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と規定している。すなわち扶養義務は保護に優先するが要件ではない。また扶養義務を定めた民法第877条は、強い扶養義務を負うのは夫婦同士と未成熟の子に対する親だけで、成人した親子同士や兄弟姉妹同士においては、扶養義務者とその同居家族が社会的地位にふさわしい暮らしを営んだうえで、余裕があれば、その程度に応じて扶養すればよいと解釈されている（生活保護問題対策全国会議 2012）。

今回のケースで河本氏の母親が受給していたのは、保護基準額から氏の仕送り額を差し引いた額であった。また河本氏の所得の多寡に関して言うならば、河本氏には母親のほかにも援助を必要とする親族が複数おり、芸能界という不安定かつ保険もない業界で仕事に従事しているために、一時収入が増えたとしても、将来にわたり安定した援助を行えるか否かの見通しを立てにくかったという事情を考慮すべきだろう。

バッシングにおける別の問題点としては、ことさらに不正受給の多さ・悪質さが強調されたことが挙げられる。たとえば、ジャーナリストの安田浩一と片山議員の週刊誌上の対談において、安田が「2010年度の不正受給額は約129億円と全体の0.38%に過ぎません。特殊な例を一般化して制度を厳格化してしまうと、受給すべき立場の人が受給できなくなったり、制度の枠からはみ出したりする人が、今よりもさらに増えてしまうと思うんです」と語るのに対し、片山議員は「不正受給のうち、摘発まで至るのは氷山の一角ですよ」と明確な根拠もなく答えている<sup>20</sup>。また各種の週刊誌は、「2年で2億円荒稼ぎの不正受給も」

<sup>19</sup> 「河本準一に関する一部報道について」株式会社よしもとクリエイティブ・エージェンシー、2012年5月16日  
<http://www.yoshimoto.co.jp/cmslight/resources/1/108/120516.pdf#search=%E5%90%89%E6%9C%AC%E8%88%88%E6%A5%AD+%E6%B2%B3%E6%9C%AC%E6%BA%96%E4%B8%80+pdf>

<sup>20</sup> 「生活保護、蔓延する「不正受給」は本当か 安田浩一 VS.片山さつき、激論 120分」週

21、「家賃も医療費も住民税も NHK 受信料もみんなタダ 不正受給する輩も続出! 全国に 209 万人!生活レベルは「年収 400 万円」「生活保護目当てに偽装離婚」<sup>22</sup>といった見出しを並べた。生活保護の不正受給に言及した記事の増加は、生活保護バッシングのきっかけとなった週刊誌（女性セブン 2012 年 4 月 26 日号）の発売（同 12 日）前の一年間と後の一年間を比べると、読売新聞で 63 件から 276 件に、毎日新聞で 44 件から 241 件に、朝日新聞でも 76 件から 223 件に上っていることからわかる。

このような報道に反して、バッシング時に判明していた 2005 年度から 2010 年度までの年度ごとの生活保護全体に占める不正受給の割合は、件数では 2%以下、金額では 0.4%以下で推移しており、その不正受給も世帯内人員のアルバイト収入や年金収入の無申告が大半を占めていた<sup>23</sup>。この数字を見れば、バッシングで不正受給が喧伝されたことの異様さは明らかであろう。

## 4. 生活保護バッシングを越えて

### 4. 1 生活保護バッシングにおける「世論」

この度の生活保護バッシングにおいて、インターネットでは先に述べたように早くから「人気お笑いコンビの A」の名前を特定しようとする動きが見られた。また、保護利用者を「ナマポ（生保）」という蔑称とともに誹謗中傷し<sup>24</sup>、バッシングに拍車をかけた。こうしたインターネットを含む「世論」とはいかなるものであったのだろうか。

それを探るため、バッシングのあった 2012 年に行われたいくつかのアンケートを見てみたい。5 月の末から 6 月の始めにインターネット上で行われた「生活保護、親族の扶養義務についてどう思う？」という意識調査には 116,959 票の回答があり、「賛成」が 78,198 票 (66.9%)、「反対」が 19,717 票 (16.9%)、「どちらともいえない」が 19,044 票 (16.2%)となっていた<sup>25</sup>。6 月にやはりインターネット上で行われた生活保護についてのアンケートには、5749 人から回答が寄せられ、「十分な所得があるなら親族の扶養は当然か」という質問に対し 88%が「YES」、「生活保護の支給水準は適当か」に 88%が「NO」、「現在の生活保護制度を維持すべきか」に 82%が「NO」と答えた<sup>26</sup>。11 月に 1000 人を対象として行われた意識調査でも、「生活保護費の適正化は理解できますか？」との質問に 71.5%

---

刊朝日、2012 年 7 月 20 日号

<sup>21</sup> 「生活保護その「矛盾」と「不公平」を考える」週刊ポスト、2012 年 6 月 1 日号

<sup>22</sup> 「「生活保護大国」ニッポンの真実」週刊現代、2012 年 6 月 2 日号

<sup>23</sup> 「社会・援護局関係主管課長会議資料」厚生労働省

[http://www.mhlw.go.jp/topics/2012/03/dl/tp0314-01\\_05.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/2012/03/dl/tp0314-01_05.pdf)

<sup>24</sup> 「記者の目：生活保護バッシング」毎日新聞、2012 年 10 月 2 日朝刊

<sup>25</sup> 「生活保護、親族の扶養義務についてどう思う？」Yahoo!ニュース 意識調査、実施期間：2012 年 5 月 26 日～2012 年 6 月 5 日

<http://polls.dailynews.yahoo.co.jp/domestic/7847/result>

<sup>26</sup> 「生活保護 十分な所得 親族扶養は当然 88%」MSN 産経ニュース、2012 年 6 月 28 日  
<http://sankei.jp.msn.com/life/news/120628/trd12062820210023-n1.htm>

が「理解できる」と回答している<sup>27</sup>。以上のアンケート結果からは、多くの人が、(所得が多いほど) 親族の扶養義務を果たすべきであり、生活保護基準を高い(下げるべきだ)と思っていることが浮かび上がってくる。

こうした意識は別のところからも裏付けられる。2012年度、生活保護を所管する厚生労働省の社会・援護局に寄せられた電話やメールなどの件数は、バッシング前には多いときで330件(2月)であったが、バッシングが本格化して以降、1468件(5月)、1563件(6月)と増加した。また、各月ごとの意見の内訳を示す「主な国民の皆様の声」を見ると、河本氏の会見のあった5月分には「高額な所得がありながら親を扶養しないのはおかしい」との声が見られ、「生活保護費が年金と比較して高すぎる」や「生活保護費が最低賃金より高いのはおかしい」といった声に至っては、ほぼ毎月報告されている<sup>28</sup>。

#### 4. 2 生活保護バッシングから見えてくるもの

先進諸国における扶養義務が夫婦間や未成熟の子に対する親に限られているのに対し、我が国の民法が定める扶養義務の範囲は類例のないほど広い(生活保護問題対策全国会議2012)。生活困窮者支援に長く携わってきた稲葉剛は、バッシング時に扶養義務強化の声が上がった際、「義務強化の議論は新型の自己責任論。貧困の問題を家庭に押しつける考え方だ」と述べている<sup>29</sup>。

毎日新聞社が1950年から2000年までのほぼ隔年に4000人規模で行ってきた「全国家族計画世論調査」とそれを引き継いで2004年に行われた「人口・家族・世代に関する世論調査」には、親子関係についての質問が含まれていた。そのうち、「あなたは老後の暮らしを子どもに頼るつもりですか」という質問に対して、「頼るつもり」との回答は1950年に59.1%だったのが次第に減少し、2004年には9.0%となっている。また「頼るつもりはない」との回答は1950年の17.9%から60年代になって急激に増加した後、80年代半ば以降は60%前後の数値を示している。一方、1963年の第7回調査から含まれた「子どもが老父母の面倒をみることをどう思いますか」という質問に対して、「よい慣習(しきたり)だと思う」との回答は、1963年の36.1%から緩やかに減少し、1998年には過去最低の13.2%を記録した(2004年は16.0%に回復)。また「子どもとして当たり前の義務だと思う」との回答は、1963年の38.6%から次第に増加し1986年には56.5%に達するが、その後急激に下がり、2004年は35.0%だった。逆に「よい慣習だとは思わない」との回答は1963年の3.0%から長い間あまり推移が見られなかったが、90年代以降は10%前後の値となっている。さらに「老人のための施設(老人ホーム)や制度(年金など)が不備だからやむを得ない」との回答も1963年の8.7%からしばらくの間は変動が少なかったが、90年代以降、20%台が続いている(毎日新聞社人口問題調査会2005)。

これらの質問はともに、経済的扶養のみならず看護・介護の意味を読み取ることも可能なため、結果を解釈することには困難を伴う。ただ、明治時代に定められた旧民法の「家

<sup>27</sup> 「東洋経済1000人意識調査」週刊東洋経済、2012年12月22日号

<sup>28</sup> 「過去に公表した「国民の皆様の声」」厚生労働省

[http://www.mhlw.go.jp/iken/bosyu\\_voice\\_old.html](http://www.mhlw.go.jp/iken/bosyu_voice_old.html)

<sup>29</sup> 「調査の徹底、傷つく人も」朝日新聞、2012年6月7日朝刊

制度」が敗戦後の 1947 年の改正民法で廃止されたことにより、それまでの家族意識に変化がもたらされたことは確かであろう。そして、現在の時点で「世論」が扶養義務を声高に唱えた背景としては、「家」意識よりも自己責任論の高まりを考えるのが妥当なことと思われる。

「世論」が最低賃金や年金を上げるのではなく保護基準を下げることを求めたことについてはどうであろうか。これには様々な理由が考えられようが、保護基準が下がれば最低賃金などにも悪影響がもたらされると知らなかっただろうことが大きな要因だったと推測される。しかしながら、根本的な理由はもっと別のところにあったのではないかと思われる。

稲葉 (2013) は、生活保護利用者の話を引きつつ、私たちの社会が生活保護利用に関し偏見やスティグマにとらわれていることに気づくと述べている。また、みわ (2013) によれば、生活保護利用者は、雇用状況の厳しさや外からは窺い得ない障害をもっている可能性などを考慮されることなく、「怠惰であったり仕事を選び過ぎたりして、働けるはずなのに昼間からブラブラしている」と非難されやすいという。さらに現代日本の貧困観について調査を行った青木 (2010) も、人々は生活保護利用者の多くが働けないという認識に乏しく、マスメディアや風評などをもとにイメージを膨らませて、保護利用者に批判の目を向けると指摘している。これらのことを考え合わせれば、多くの人々は生活保護利用者について、怠けて働かず、働いている者の税金により楽な暮らしをしているという否定的なステレオタイプを抱いていると推察することが出来る。またその根底に、生活保護利用者が貧困状態に陥ったのは労働意欲がなかったり努力をしなかったりしたことによっている、との自己責任論の存在を見ることも可能である。実際、武川ら (2012) が全国の満 20 歳以上の男女 5000 人を対象に行った「福祉と生活に関する意識調査」(2000 年) と全国の満 20 歳以上 79 歳未満の男女 3000 人を対象に行った「福祉と公平感に関するアンケート調査」(2005 年) では、「貧困の理由」という質問への回答として選ばれた「努力が足りなかった」(27.4%、27.6% (順に 2000 年 2005 年の結果、以下同じ)) と「変化についていけない」(18.6%、28.4%) の合計は、「不公正な社会」(27.2%、25.1%) を上回っていた。

ここまでの議論によって生活保護バッシングの背後に働いていたことが確認された自己責任論は、吉崎 (2014) によれば、1990 年代に政財界が強調し始め、2000 年代に入って勢いを増したという。2008 年には、初めて広辞苑[第六版]に自己責任という言葉が登場し、「自分の判断がもたらした結果に対して自らが負う責任」とされた (宇都宮 2014)。

吉崎 (2014) は、自己責任論の台頭と「規制」を廃して競争を促進しようとする新自由主義に基づいた「構造改革」の展開は軌を一にしていることを指摘し、自己責任論には、「構造改革」がもたらす雇用の破壊と社会保障の縮減への批判を封ずる機能があると述べている。「構造改革」を推し進めた小泉政権が、2004 年にイラクで三人の日本人が地元武装勢力に捕縛された際、彼らが人質になったのは「自己責任」であると非難し、マスコミやインターネットでもバッシングが行われたことは記憶に新しい (小谷 2013)。こうしたバッシングに見られるように、自己責任論は主に他者を非難する際に用いられる傾向があると言えよう。

しかし自己責任論は、すべての責任を個人に解消することで、社会的責任を放棄・隠蔽しようとするものである (吉崎 2014)。そして自己責任論は、(能力や環境などの違いから)

人により時により選択肢・機会が異なるために個人の努力が及ぶ範囲は違ってくる点を見落としている。社会活動家の湯浅誠がノーベル経済学賞を受賞したアマルティア・センの議論を引き継いで述べているように、自己責任論は「他の選択肢を等しく選べたはず」という前提で成り立つ議論であり、「貧困とは「他の選択肢を等しくは選べない」状態」と認識すべきである（湯浅 2008）。

自己責任論に立っている人々にとって福祉を恩恵と捉えることが自然なことは、容易に導かれるであろう。もちろん、この恩恵的福祉観は自己責任論だけによっているのではない。金子（2005）は、日本の社会福祉が恤救規則から救護法に至るまで救済の権利を制度上認めてこなかったこと、戦後の福祉国家形成にあたって、戦前からの家父長的な国家の恩恵という形が部分的に継承されてきたことを指摘している。これらも現代日本の人々の「福祉へのまなざし」に影を落としていると思われる。

とはいえ、福祉を権利ではなく恩恵として捉えるならば、納めた税金の額によって福祉に関して意見を表明出来るかどうかが決まってしまうことになる。そして、このような自己責任論、恩恵的福祉観に立ったとき人は、自分より社会的階層が低いと思われる人々を批判することは出来ても、高いと思われる人々を批判することは困難となる。なぜなら後者の場合、批判の矛先は自らに返ってくるからである。

このように見てくると、先の生活保護バッシングがあれほどの激しさを見せたのは、自己責任を問われるべき生活保護利用者が恩恵のはずの福祉によって思いのほか「豊かな暮らし」をしている、という不公平感を多くの人々が抱いたからではないかと考えることが出来る。

#### 4. 3 「福祉へのまなざし」の変革に向けて

2012年6月に開催された生活保護利用者のための電話相談には、バッシングによって不安や苦痛、自殺念慮を覚えた人、不眠など身体的不調を来した人、近隣の住民から暴言を浴びせられた人などから多数の相談が寄せられた。中には生活の見通しが立たないのに保護の停止を求めた人もいたという（生活保護問題対策全国会議 2012）。彼らが生活保護を受給している理由は障害や高齢、ワーキングプアなど様々であるが、自己責任論や恩恵的福祉観が強まれば、自責感・罪悪感などに苛まれつつ生き続けなくてはならないだろう。

今後、福祉に対する人々の意識が変わっていくために、制度・政策の改善が必要なのは言うまでもない。新自由主義的な政治・経済体制のもとで格差と貧困が拡大し危機的状況となった今（吉崎 2014）、そうした体制の転換を図り、雇用の安定や社会保障の充実などを実現すれば、自己責任論やそれに基づく恩恵的福祉観は現在より確実に衰退していくものと思われる。生活保護法については、2008年に日本弁護士連合会が「生活保護法改正要綱案」を発表している<sup>30</sup>。これは、福祉事務所の窓口で相談者を追い返す「水際作戦」を制度的に不可能とするほか、生活保護に優先する扶養を配偶者間や未成年の子に対する親に限定するとしている。また、保護基準決定の民主的コントロール、法律名を「生活保障

---

<sup>30</sup> 「生活保護法改正要綱案」日本弁護士連合会，2008年11月18日  
[http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/081118\\_3.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/081118_3.pdf)

法」へ改称するなどの権利性の明確化、ワーキングプアに対する積極的支援といった内容も含んでおり、画期的なものである。

貧困の実態調査、すなわち貧困に陥っている人の数の正確な把握や貧困の背景の詳細な分析も重要であろう。湯浅（2008）のいうように、貧困の姿・実態・問題が見えないことが自己責任論をはびこらせ、それがまた貧困を不可視化して自己責任論を強化するという悪循環が生じているのが現状と考えられるからである。調査結果を広く知らせることにより、人々の意識の変容や制度・政策の立案・整備につながる可能性は大いにある。

教育・啓発の重要性も指摘しておきたい。雨宮（2012）は、学校で生活保護について教わった人はどれくらいいるだろうかと問いかけ、自身も生活保護に関して知らないことばかりであったときには偏った印象をもってたと述べている。教育・啓発を通じて福祉を身近なものとして捉え、その権利性を認識したり社会的に不利な立場に置かれている人に対する理解を深めたりすることや、福祉的な社会を実現させる方途を学ぶことは、今後ますます必要となってくるはずである。付言するならば、こうした取り組みは、とりわけ行財政やマスメディアに携わる人々にこそ求められる。

これらの継続が、「弱者の居場所がない社会」（阿部 2011）に変化を促し、より多くの人々が住みやすい社会をもたらすのではないだろうか。

## おわりに

以上、本論文では現代日本における「福祉へのまなざし」とはどのようなものであろうかという問題意識から出発し、2012年の生活保護バッシングを手掛かりにその一端を明らかにすることを試みてきた。その結果、現代日本の人々が自己責任に深くとらわれていること、また恩恵的福祉観を抱いていることが明らかとなった。そして、こうした意識の変革には、制度・政策の改善や貧困調査、教育・啓発などが重要であることを述べた。

最後に、残された課題を記しておきたい。現代日本の「福祉へのまなざし」を知るために本論文では事例をもとにアプローチしたが、質問紙調査も有効な方法であり、その結果を少ないながらもすでに行われているいくつかの調査の結果と比較することで、より精度の高い情報を得ることが必要と思われる。

また「福祉へのまなざし」の変革において教育が大きな役割を果たすのは前述の通りだが、その教育には知識の単なる伝達に終わらないような工夫が求められる。その一つとして、多様な人が出会いお互いの理解を深められるようなプログラムを開発することは、喫緊の課題と考えられる。

## 参考・引用文献

- 青木紀, 2010, 『現代日本の貧困観 — 「見えない貧困」を可視化する』明石書店
- 阿部彩, 2011, 『弱者の居場所がない社会』講談社現代新書
- 雨宮処凛, 2012, 『14歳からわかる生活保護』河出書房新社
- 池上知子・遠藤由美, 2008, 『グラフィック社会心理学 [第2版]』サイエンス社
- 稲葉剛, 2013, 『生活保護から考える』岩波新書
- 宇都宮健児, 2014, 『自己責任論の嘘』ベスト新書
- NHK取材班, 2012, 『NHKスペシャル 生活保護3兆円の衝撃』宝島社
- 金子光一, 2005, 『社会福祉のあゆみ』有斐閣
- 上瀬由美子, 2002, 『ステレオタイプの社会心理学 — 偏見の解消に向けて (セレクション社会心理学 21)』サイエンス社
- 小谷敏, 2013, 『ジェラシーが支配する国 — 日本型バッシングの研究』高文研
- 生活保護制度研究会編著, 2014, 『保護のてびき 平成26年度版』第一法規
- 生活保護問題対策全国会議編著, 2012, 『間違いだらけの生活保護バッシング — Q&A でわかる 生活保護の誤解と利用者の実像』明石書店
- 武川正吾・白波瀬佐和子編著, 2012, 『格差社会の福祉と意識』東京大学出版会
- 毎日新聞社人口問題調査会編著, 2005, 『超少子化時代の家族意識 — 第1回人口・家族・世代世論調査報告書』毎日新聞社
- みわよしこ, 2013, 『生活保護リアル』日本評論社
- 湯浅誠, 2008, 『反貧困 — 「すべり台社会」からの脱出』岩波新書
- 吉崎祥司, 2014, 『「自己責任論」をのりこえる — 連帯と「社会的責任」の哲学』学習の友社

## 図表

図 1 - 1 被保護実人員・被保護世帯数の年次推移

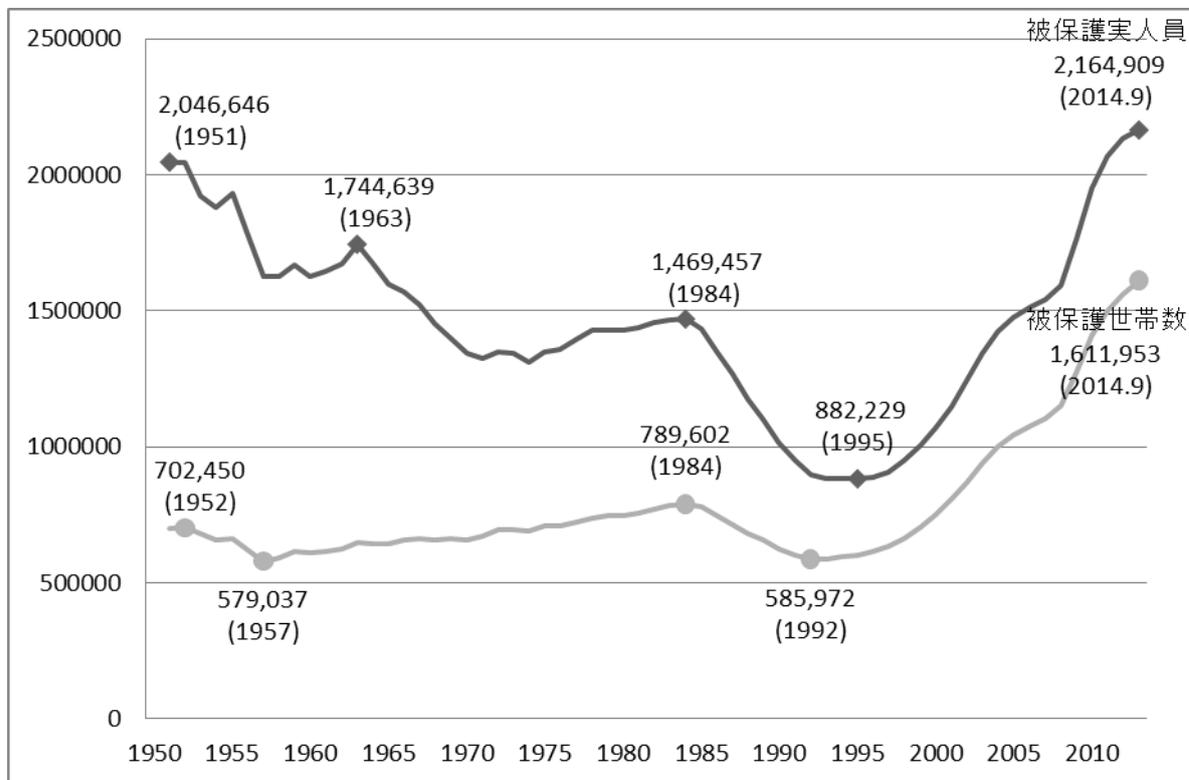


図 1 - 1 は注 1 の資料及び以下の資料より作成

「被保護実人員・保護率の年次推移」「被保護実世帯数・保護率の年次推移」国立社会保障・人口問題研究所

<http://www.ipss.go.jp/s-info/j/seiho/seiho.asp>

「被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移」第 20 回社会保障審議会生活保護基準部会参考資料，2014 年 11 月 18 日

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshi\\_tsu\\_Shakaihoshoutantou/26111804.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshi_tsu_Shakaihoshoutantou/26111804.pdf)